

3 フランスにおける農業所得の推移と構造

要 旨

フランスの農業所得の推移や構成について、国民経済計算から得られるデータ、農業会計ネットワーク（FADN）から得られるデータ、Guillemin, Legris（2007）によるFADNと税務データの連結から得られる農業世帯と一般世帯の所得比較、Delame（2015）による農外所得に関する調査研究から、可能な範囲で動向や経営組織別の比較を行なった。おおよそ以下のことが言える。

第1に、農業所得の趨勢を見ると、就業者1人あたりの農業所得は1992年の農政改革以降、上昇の傾向にある。生産物の実質価格は1975年から下落を続けた。1975—1990年の間、1990—2000年の間ともに、実質価格は−2.7%/年であった。しかし、2005年に底を打ち、その後、上昇基調にある。また、1990—2000年の間、大経営においては2.6%/年で規模拡大が進み、この間の価格の下落を規模の拡大でほぼ相殺した。

第2に、農業者所得と勤労者所得の比較を見ると、1980年までは農業者所得の伸びは勤労世帯より鈍いが、1990年代になると顕著に伸びた。勤労者世帯の可処分所得は1980年代以降、1.2%/年ないし1.4%/年で推移したが、農業所得は1990年代に4.1%/年と顕著に伸びたことがわかる。1997年と2003年の世帯所得は農業者世帯の方が、勤労者世帯よりも高いが、世帯員数を考慮した生活水準を見ると、世帯員数の多い農業者世帯で低くなる。

第3に、経営組織別に農業所得の推移を見ると、普通畑作、ワイン・ブドウの経営組織で、平均を大きく上回る所得をあげているのに対して、草食家畜の畜産部門が低位にとどまる。最近年の動向では、2010年から2012年の3ヵ年、記録的に高い所得水準を達成した後、2013年は激しく低下した。穀物をはじめ、油糧種子、ビート、馬鈴薯等の畑作物の価格の乱高下を反映し、所得の変動が大きくなった。

第4に、農外所得の動向である。大中経営の農業者世帯所得の中で、農業所得の割合は低下する傾向にある（1995年75%、2010年63%）。98%の農業者世帯で何らかの農外所得があり、53%で農業者世帯で農外活動から給与所得もしくは事業所得を得ている。農業所得の変動が大きくなる中で、世帯としてのリスク回避上、農外所得の重要性が指摘されている。

第5に2014年CAP改革による直接支払いの仕組みの変更では、面積当たりの単一支払単価が大きい経営や、直接支払いへの依存度が大きい経営で所得の減少は大きい。平均的な規模であるサントル地方の120haの畑作経営は、現在でも補助金額とキャッシュフローがほぼ等しい。

3-1 はじめに

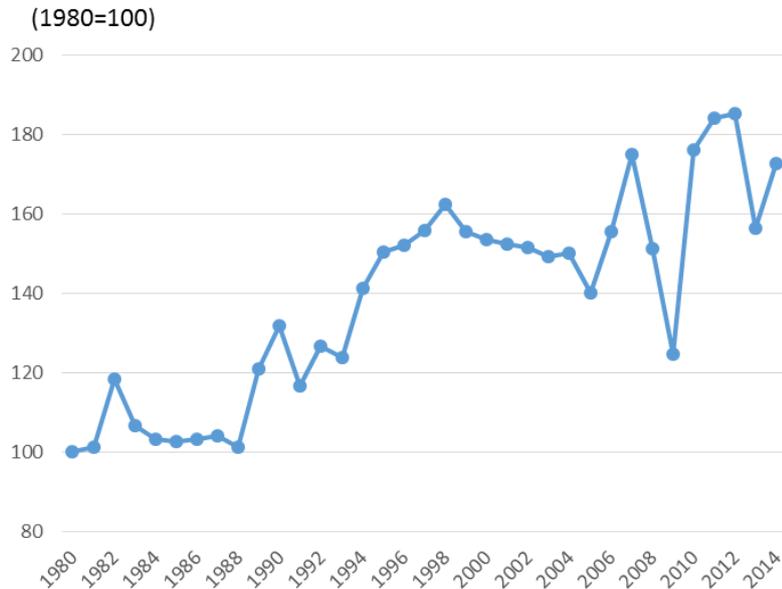
今日、EUにおける農業経営は上で述べた直接支払いなくしては存立しえないほど、EUの財政投入に依存している。他方で、2000年代の後半より、世界の穀物市場における価格趨勢は大きく変化、農産物の過剰期から逼迫期に移り、価格は上昇した。主として穀物や油糧種子を生産する畑作経営の所得は上昇する一方、飼料穀物価格の上昇により、畜産経営の収益性が低下、農業部門内部の所得格差が広がった。2014年CAP改革は加盟国の裁量の余地を拡大させながら、各国間、地域間、経営間の格差是正をねらいとした。

以下では、フランスの農業所得の推移や構成について、国民経済計算から得られるデータ、農業会計ネットワーク（FADN）から得られるデータ、Guillemin, Legris（2007）によるFADNと税務データの連結から得られる農業世帯と一般世帯の所得比較、Delame（2015）による農外所得に関する調査研究から、可能な範囲で動向や経営組織別の比較を行なった。また、ノルマンディ地方の集約的な酪農、サントル地方の畑作のモデル経営の収支を見ながら、2014年CAP改革の影響、直接支払いの仕組みの変更がどう所得に影響を与えるか見ておきたい。これまでha当たりの直接支払いの給付額が比較的大きな集約的な経営や、直接支払いの依存度が高い経営でその影響は大きい。

3-2 農業所得の趨勢

農業所得の長期的な変化を見たのが就業者1人当たり農業部門要素所得の推移を示す図I-3-1である。1980年を100とした実質所得である。ここで、「農業部門（La branche agricole）」には、農業経営のほか、農作業請負や機械利用組合、狩猟業、ワイン醸造・オリーブ搾油生産組合が含まれる。要素所得は付加価値額に経営補助金を加え、租税、減価償却費を引いて得られる生産要素への報酬、すなわち、投入労働（自家、雇用）、資本、土地への報酬となる。

図 I-3-1 就業者 1 人当たり農業部門要素所得(実質)の推移



第1図 就業者1人当たり農業部門要素所得(実質)の推移

資料: Insee, compte provisoire de l'agriculture arrêté fin mai 2015, base 2010.より作成

※要素所得は付加価値に経営補助金を加え、租税、減価償却費を引いて得られる生産要素、すなわち労働(自家、雇用)、資本、土地への報酬

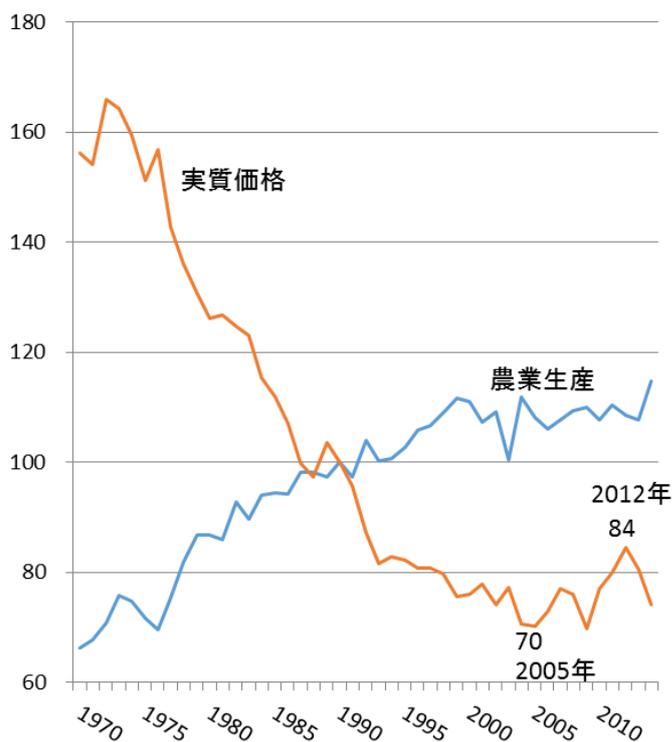
これを見ると、1980年代は停滞、1980年代末より上昇期に入り、1990年代末より低落、2000年代中盤より乱高下を伴いながら上昇基調にあることがわかる。

図 I-3-2は1990年を100とする農業生産指数と実質価格指数である。農業生産の傾向は1980年以降、2002年までの間、1.1%/年で拡大したが、2000年代半ばより停滞、2010年代は-0.3%/年である。実質価格は1975年から下落を続けた。1975-1990年の間、1990-2000年の間ともに、実質価格は-2.7%/年であった。2005年に底を打ち、その後、回復している。2005年、2009年の実質価格指数は71である。EUには設立以来、EUによる価格政策、すなわち、価格の安定・農業所得の確保が講じられた。しかし、上昇するも、1970年代の高インフレ率の下、名目価格の上昇はそれを超えるものではなかった。80年代に農産物過剰問題が深刻化する中で導入された生産者共同責任制は、過剰処理にかかる財政負担の一部を生産者に転嫁しようとの考え方である。生産量が定められた数量を超える場合、翌年の支持価格の引き下げや、引き上げの抑制が図られる(注)。農産物の実質価格の低落は以上を反映したものである。

さて、就業者 1 人当たりの農業所得は(生産物価格×生産数量)ー経営費を就業者数で除すことにより得られる。経営費について大きな変化がないとすれば、生産物の実質価格の低下を補うには、生産数量の増大と就業者数の減少が必要である。技術進歩による収量増に加えて、就業者の減少と規模拡大の進展という農業構造の適応が実質価格の低下のもとで、就業者 1 人当たりの農業所得の維持につながったものといえる。

(注)たとえば、フェネル「EU 農業政策の歴史と展望ーヨーロッパ統合の礎石」食料・農業政策研究センター国際部会、1999 年刊、205-215 頁、を参照されたい。

図 I-3-2 農業生産指数と実質価格指数(1990年を100とする指数)



第2図 農業生産指数と実質価格指数(1990年を100とする指数)

資料: Ministère de l'agriculture, de l'agroalimentaire et de la forêt, Graph Agri 2015. 2015.

1960年代、フランス農業基本法(1960)の下で家族労働力2人の20-50haの家族経営をモデルとして推進された。しかし、1980年代には農地面積の集積は50-100ha層へ1990年代は100ha以上層への集積がすすむ。2010年農業センサスでは、全農地の58%が100ha以上層に集積している。

後述する生産高の規模による経営分類と全経営の平均経営面積をみると、大経営に分類される経営の平均面積は2010年には100haを超える。1990-2000年の間、農業生産の実質価格は-2.7%/年で下落したが、この間、大経営においては2.6%/年で規模拡大が進んだ。価格の下落が規模拡大によりほぼ相殺されたことがわかる。

表 I-3-1 経営面積規模別の農地の集積割合

	<20ha	20-50ha	50-100ha	100ha<
1970	26.6	37.9	20.9	14.6
1979	18.5	37.2	26.0	18.3
1988	13.1	32.7	30.5	23.7
1990	11.4	30.2	31.8	26.7
1995	7.7	21.0	31.7	39.5
2000	6.6	16.9	31.1	45.4
2005	5.2	13.5	29.4	51.9
2010	4.6	11.1	26.1	58.2

資料：Enquête structure, Recensement agricole.

表 I-3-2 大・中・小経営の経営面積

	(ha)				
	1988	2000	2010	年変化率(%)	
				1988-2000	2000-2010
小経営	9	8	11	-1.0	3.2
中経営	37	48	54	2.2	1.2
大経営	68	92	108	2.6	1.6
全経営(海外県除く)	28	43	56	3.6	2.7

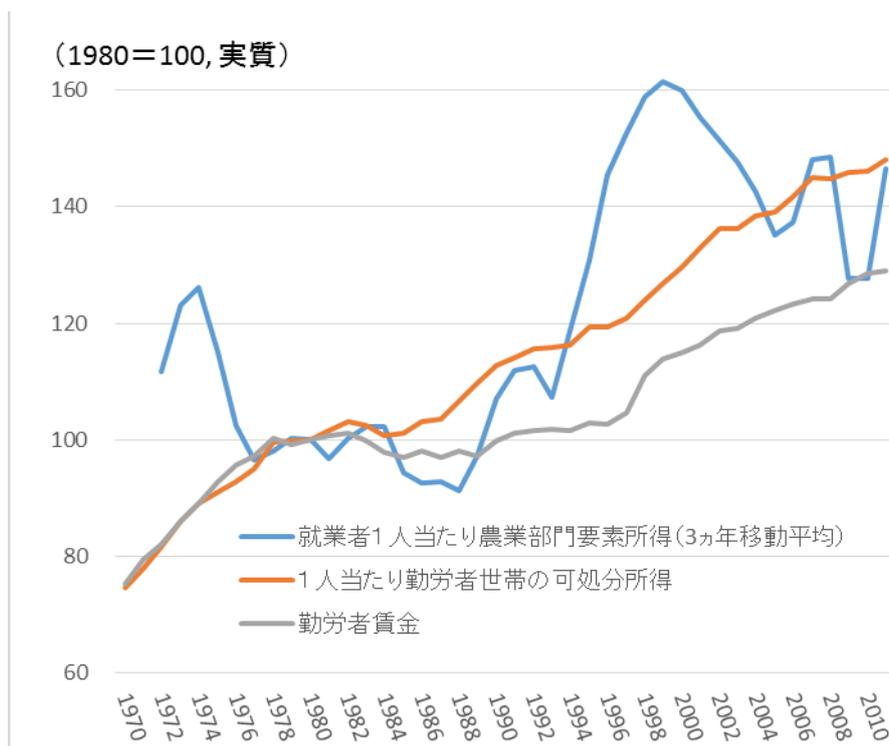
資料：Agreste、Graph Agri. 2012.(Recensements agricoles 1988, 2000 et 2010.)

3-3 農業所得と勤労者所得の比較

年々の農業経済の動向を取りまとめたGraphAgri 2012年版では、農業所得と勤労者所得の水準について比較することは困難が伴うとしつつ、それぞれの長期的な変化が示された。就業者1人当たりの農業所得（農業部門の要素所得のうち支払賃金を含まない）と1人当たり勤労者世帯の可処分所得の変化の比較である。後者には給与所得のほか、財産所得や移転所得が含まれる。農業所得は3ヵ年移動平均で示される。これによれば、1980年までは農業者所得の伸びは勤労者世帯より鈍いが、1990年代になると顕著に伸び、1990年代後半、年々の変動を拡大させながら低下する傾向にある。

勤労者世帯の可処分所得は1980年代以降、1.2%/年ないし1.4%/年で推移したが、農業所得は1990年代に4.1%/年と顕著に伸びたことがわかる。他方、2000年代に入ると農業所得は2.2%/年で下落した。2008年以降の穀物価格の上昇は農業所得の増加に貢献していると見られる。

図 I-3-3 農業所得と勤労世帯所得の推移



第3図 農業所得と勤労世帯所得の推移

資料: Ministère de l'agriculture, de l'agroalimentaire et de la forêt, Graph Agri 2012. 2012.

表 I-3-3 農業所得と勤労者世帯所得の推移(年増減率)

	(%)			
	1980-90	1990-2000	2000-10	2010-11
1人当たり勤労者世帯の可処分所得	1.2	1.4	1.2	1.2
勤労者賃金	-0.9	2.0	1.1	0.3
就業者当たり農業所得	0.7	4.1	-2.2	14.7

資料: GraphAgri 2012

なお、大・中経営の平均経営面積の伸び率を見ると、1988-2000年の間にそれぞれ2.2%/年、2.6%/年で拡大しており、1992年の直接支払いの導入や90年代半ばの穀物価格の上昇とともに、経営面積の拡大も農業所得の向上に寄与したと見ていいだろう。

Guillemin, Legris (2007) は、1997年と2003年の農業者世帯（注）と勤労者世帯の可処分所得を比較した（注）。税務申告データの抽出調査である課税所得調査を用いている。農業所得の税務申告では実利益による申告とみなし所得による申告がある。みなし納税申告を選択できる農業者は売り上げが1997年では76,200ユーロ、2003年では76,300ユーロ未満でなければならない。2003年の税務申告では農業者の37%がみなし納税申告を行った。課税所得調査の対象となる農業者は実利益申告を行なう農業者で、みなし所得申告を行なう

農業者を含まない。このため、1991年、1997年、2003年は農業会計ネットワーク（FADN）と課税所得調査の個票を連結させ、FADNの税引き前経営収支を納税申告の農業実利益やみなし所得と置き換えて農業者の世帯所得や可処分所得を得ている。したがって、農業者世帯が自営する農業経営はFADNが対象とする中経営と大経営に限定される（中経営、大経営の定義については後述）。

（注）農業者世帯とは雇用調査において、自営で農業活動を行なう世帯構成員が1人以上いる世帯である。

（注）Guillemin O., Legris B., De 1997 à 2003, repli du revenu disponible et du niveau de vie des agriculteurs malgré la pluriactivité. « L'agriculture, nouveaux défis Edition 2007 » 2007.

表 I-3-4 農業世帯、全世帯の可処分所得の比較

	平均所得		変化率 %	中央値		変化率 %
	1997	2003		1997	2003	
農業者世帯						
農業所得	22,880	16,240	-5.5	17,560	14,400	-3.3
世帯所得	34,180	30,360	-1.8	28,040	27,650	-0.2
可処分所得(A)	32,310	29,890	-1.3	27,750	27,940	0.1
全世帯						
可処分所得(B)	25,570	28,410	1.8	21,890	24,230	1.7
A/B	126.4	105.2		126.8	115.3	

資料:Guillemin O., Legris B., De 1997 à 2003, repli du revenu disponible et du niveau de vie des agriculteurs malgré la pluriactivité. « L'agriculture, nouveaux défis - édition 2007 » 2007.

2003年、農業者世帯の平均可処分所得の平均は29,890ユーロ、全世帯のそれが28,410ユーロであり、農業者世帯の方が5%高い（表 I-3-4）。1997年はそれぞれ32,310ユーロ、25,570ユーロであり、農業者世帯では全世帯より26%高い水準にあった。ここで、可処分所得とは世帯所得に社会保障給付を加え、直接税（所得税、住居税、社会保障にかかる付加税拠出金）を差し引いた所得である。世帯所得は世帯員の給与・事業所得、移転所得（年金、失業手当等）、資産所得の合計である。

図 I-3-3にみるように、農業所得は1999年をひとつの頂点に2005年まで低下する局面にあり、可処分所得の低下は農業所得の低下に起因する。

両年の可処分所得の比較では平均、中央値ともに農業世帯が全世帯よりも高いが、農業者世帯では全世帯より世帯員数が多い点に注意しなければならない（表 I-3-5）。生活水準（le niveau de vie）は世帯員数を考慮した所得指標であり、世帯の可処分所得を世帯の消費単位数で除した所得である。世帯の消費単位は1人めの成人世帯員を1単位、14歳以上のその他世帯員を0.5単位、14歳未満の世帯員を0.3単位として算出する。1997年、農業者世帯の生活水準は全世帯に比べて3%高かったが、2003年には85%の水準にとどまる（表 I-3-6）。生活水準を中央値で比べると、平均で捉えるよりは農業者世帯と全世帯の違いは小さい。

表 I-3-5 世帯の構成

世帯員数	(%)	
	全世帯	農業者世帯
1	30.0	7.4
2	33.5	29.4
3	15.7	22.3
4	13.7	25.4
5	5.4	11.5
6以上	1.8	4.1
計	100.0	100.0
世帯数(1,000世帯)	24,567	402

資料: Guillemin O., Legris B., De 1997 à 2003, repli du revenu disponible et du niveau de vie des agriculteurs malgré la pluriactivité. « L'agriculture, nouveaux défis - édition 2007 » 2007.

表 I-3-6 農業世帯、全世帯の生活水準の比較

	(ユーロ, 2003年実質)		
	1997	2003	年変化率 %
生活水準(平均)			
農業者	16,080	15,040	-1.1
全世帯	15,650	17,650	2.0
農業者/全世帯	103	85	
生活水準(中央値)			
農業者	14,110	13,920	-0.2
全世帯	13,830	15,480	1.9
農業者/全世帯	102	90	

資料: Guillemin O., Legris B., De 1997 à 2003, repli du revenu disponible et du niveau de vie des agriculteurs malgré la pluriactivité. « L'agriculture, nouveaux défis - édition 2007 » 2007.

3-4 経営組織別に見た農業所得の推移

図 I-3-4は1988年以降になるが、農業会計ネットワークデータによる経営組織別の自家労働1単位当たりの農業経営所得の推移を表す(注)。対象となる経営規模は上述の大経営と中経営である。ここで「所得」として捉えられるのは、経営体の総生産から経常経費を差し引いて得られる会計上の概念「税引き前経常所得」で、自家労働、自己資本、自作地に対する報酬からなる(注)。自家労働単位とは、雇用労働を除いた年間1600時間以上の就業者、すなわちフルタイムの就業者を1単位とする。

(注) 最近年のデータは経済計算から得られた価格、生産数量等のデータを下にした暫定の推計値である

(注) 税引き前収支 (résultat courant avant impôts) は生産+経営補助金-経営費-原価償却含む(減価償却費を含む)-金融費用で示される。ここれで、経営費は中間消費、租税、人件費、賃料、原価償却費である。 <http://agreste.agriculture.gouv.fr/definitions-et-methodes/glossaire/article/189>

対象となる統計上の大経営、中経営は農業経営の規模を比較する概念、標準生産高（Standard Output（英）/Production Brut Standard（仏））により得られる（注）。標準は地域の平均を指し（注）、生産高は収量に販売額を乗じた額で、補助金を含まない。経営体の規模を貨幣単位ユーロで表すことができる。小麦、路地生鮮野菜、永年草地など、作物75分類、搾乳牛、1歳未満オス牛、羊、産卵鶏など、家畜26分類それぞれについて、州別の面積当たり、もしくは1頭あたりの標準生産高が定義される。各経営の標準生産高はこれら単位当たり標準生産高に実際の作付面積や飼養頭数を乗じて得られる。ここで、標準生産高25,000ユーロ未満の経営が小経営、25,000～100,000ユーロの経営が中経営、100,000ユーロ以上の経営が大経営である。たとえば、穀作地帯のサントル州の小麦の標準生産高は1,184ユーロ/haであるから、小麦のみの作付けの場合、21ha以下が小経営、84ha以上が大経営となる。

（注）EU農業統計において、農業経営の規模の違いを把握する統計概念に標準グロスマージンがあった。2003年、単一支払の導入が決定されたことを期に、種々の経営補助金を含まない標準売上高の概念に変更された。標準グロスマージンを用いた規模分類では、小麦生産12ha相当以上、かつ0.75年間労働単位以上の経営を「プロフェッショナル経営」と定義した。

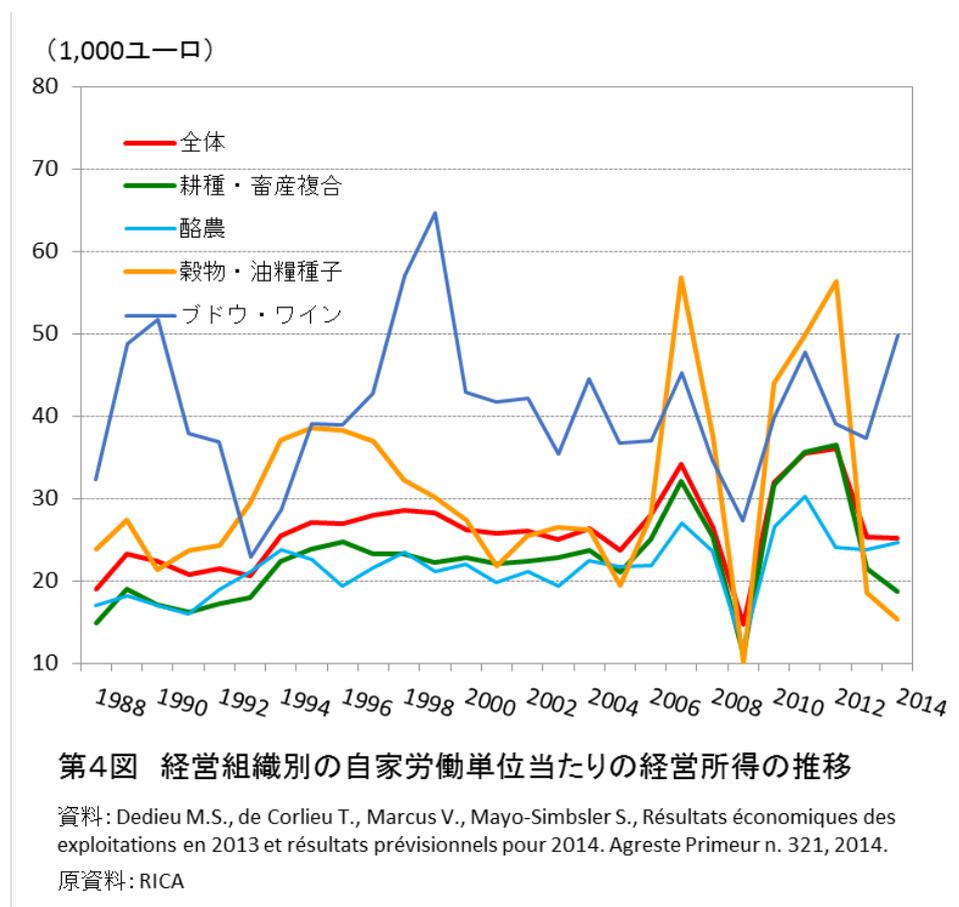
（注）地域は海外県を除く22の州を指す。

2010年農業センサスによれば、農業経営数は49.0万経営（海外県を除く）、農業経営者数は60.4万人（共同経営者を含む）である。このうち、大中経営63.7%に対して、小経営は全体の36.2%にのぼるが、経営面積は農地面積全体の7%、農業生産額の3%を占めるに過ぎない（表I-3-7）。小経営の4割は60歳以上の農業者による経営で、2割は年金受給者である。小経営のうち、40歳未満の農業者が経営するのは1割ほどである。大中経営をもって、「担い手層」と位置づけてよいだろう。

ここで、図I-3-4にある「穀物・油糧種子」「酪農」「耕種・畜産複合」「ブドウ・ワイン」の経営組織は、全経営を14の経営組織に分類したとき、最も数の多い経営組織である（注）。大中経営29.9万経営のうち、「穀物・油糧種子」5.3万経営（17.7%）、「酪農」4.5万経営（15.2%）、「耕種・畜産複合」3.5万経営（11.8%）、「ブドウ・ワイン」4.4万経営である（15.0%）。「ブドウ・ワイン」は全期を通じて平均を大きく上回る一方、年々の変動が大きい。「穀物・油糧種子」も、とりわけ1990年代は平均を上回った。また、2000年代後半以降、激しく変動するも、所得上昇期には大きく平均を上回った。他方、「酪農」「耕種・畜産複合」は全期を通じて平均を下回る。

（注）14分類の経営組織には「穀物・油糧種子」「酪農」「耕種・畜産複合」「ブドウ・ワイン」のほか、「普通畑作」「野菜」「園芸」「果樹・永年作物」「肉牛」「畜産複合（酪農・肥育）」「羊・ヤギ」「養豚」「養鶏」「養豚養鶏・耕種複合」「耕種・畜産複合」がある。

図 I-3-4 経営組織別の自家労働単位当たりの経営所得の推移



最近年の所得動向を見よう（注）。2010～12年の3ヵ年、記録的に高い所得水準を達成した後、2013年には激しく低下、2014年は総じて、2013年の傾向を引き継いでいる。2014年の自家労働単位当たり税引き前經常収支は25,200ユーロで、2000年代初頭の水準に近い。普通畑作物（穀物、油糧種子、ビート、馬鈴薯等）の価格の乱高下を反映し、所得の変動が大きく触れる直前の時期である。

（注）ここでの記述の多くは、Dedieu M-S, de Corlieu T., Marcus V., Mayo-Simbsler S., Résultats économiques des exploitations en 2013 et résultats prévisionnels pour 2014. Agreste Primeur n° 321 - décembre 2014.によった。

穀物・油糧種子経営の収支は近年、激しく変動しており、2014年は引き続き低落期にある。投入財価格の低下に伴い、生産費は低下するが、生産物価格の下落（約15%）や補助金削減を相殺できない。生産活動による収支を示す経営粗所得（Excédent brut d'exploitation）は2014年、経営当たり53,100ユーロ、減価償却費と金融費用を引いた税引き前經常収支は18,700ユーロ、自家労働単位当たり15,300ユーロであった。

この水準は乱高下の中、最低に達した2009年よりも高い水準にあるが、2000-05年の平均よりも37%低い。2014年の収支悪化は根菜類、路地野菜、輪作作物を主とする経営（経営組織分類では「その他畑作」）で顕著である。これはとくにビート、馬鈴薯の価格急落が影響する。ただ、自家労働単位当たり税引き前課税所得は34,200ユーロと、ブドウ・ワイン経営に次いで高い。

表 I-3-7 大経営・中経営が占める割合

	1988	2000	2010
		%	
農業経営体数	53.1	58.2	63.7
標準粗生産	92.8	96.1	97.2
農業利用面積	84.8	91.7	93.1
労働力単位	77.6	84.9	86.7
穀物生産面積	90.3	94.9	96.2
ブドウ生産面積	89.4	94.2	96.1
野菜生産面積	94.0	95.2	97.1
果樹面積	88.3	89.7	89.6
乳牛頭数	95.7	99.0	99.5
繁殖牛頭数	77.5	88.9	92.3
雌羊頭数	77.0	84.1	87.2
豚飼養頭数	98.7	99.7	99.8
ブロイラー飼養羽数	97.3	98.9	99.6

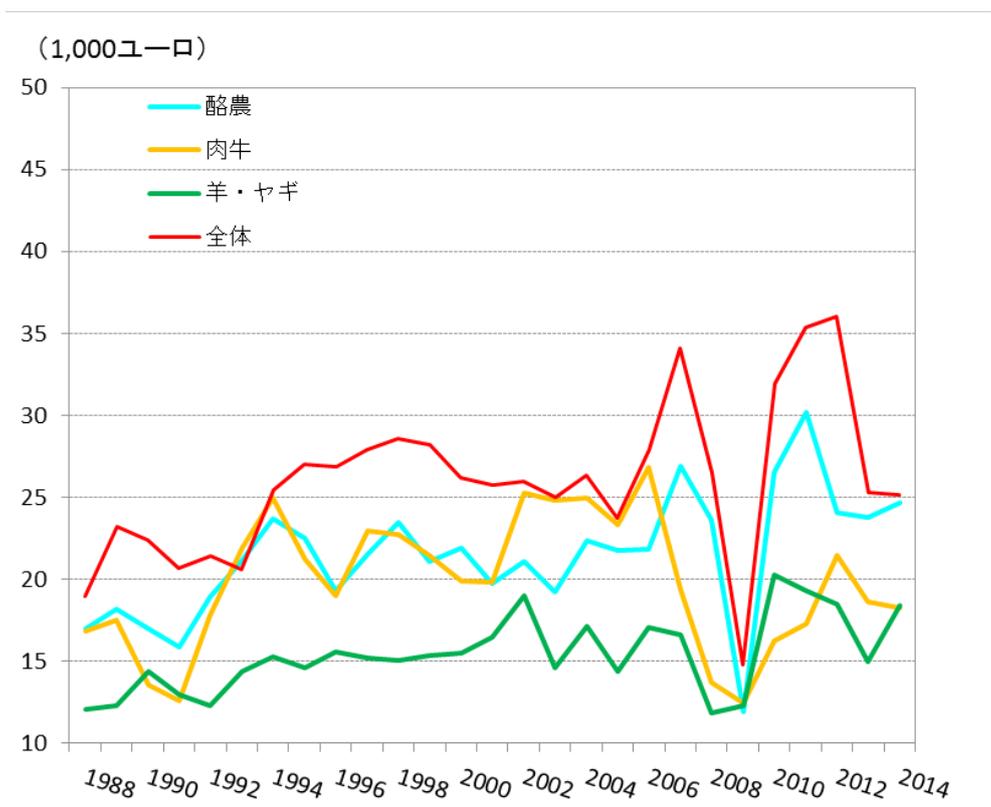
※大中経営は標準粗生産25,000ユーロ以上の経営。標準粗生産は地域ごと、品目ごとに算出されたha当たりもしくは頭数当たり生産額に生産面積、飼養頭数を乗じて算出。

資料：Ministère de l'agriculture, de l'agroalimentaire et de la forêt, GraphAgri France 2013

他方、低所得部門となる酪農、肉牛、羊・ヤギの草食家畜の経営である。2014年は乳価が好転したため、酪農経営の収支が改善、自家労働単位あたりの税引き前経常収支は24,700ユーロと若干持ち直した。直近5年平均の所得よりも6%、2000年代前半（2000-05年）の平均の所得よりも17%、高い水準である。肉牛経営では前年とほぼ変わらず18,300ユーロで、直近5年平均の所得よりも6%高いが、2000年代前半の平均所得よりも21%低い水準である。

表 I-3-8は経営組織別の経営所得と補助金の構成割合を示す。補助金の内訳は補助金総額の75.1%が単一支払、10.0%が条件不利地域支払や環境支払、9.4%が特定の作物の生産面積や家畜の飼養頭数に基づく直接支払いである。その他の補助金には投資助成（ただし、償却期間に応じて計上）や災害助成がある。

図 I-3-5 経営組織別の自家労働単位当たりの経営所得の推移



第5図 経営組織別の自家労働単位当たりの経営所得の推移

資料: Dedieu M.S., de Corlieu T., Marcus V., Mayo-Simbsler S., Résultats économiques des exploitations en 2013 et résultats prévisionnels pour 2014. Agreste Primeur n. 321, 2014.

原資料: RICA

表 I-3-8 農業所得に占める補助金の割合

	補助金受給経営の割合	うち				農業所得 ²⁾ に占める補助金の割合
		補助金額	単一支払	カップリング支払	第2の柱支払 ¹⁾	
	%	補助金を受給する経営の平均(ユーロ)				%
穀物・油糧種子	100	38,400	35,300	1,100	800	169
普通畑作	98	47,300	42,600	1,300	800	54
蔬菜	52	20,200	2,400	1,600	100	23
花き・園芸	36	5,800	1,400	0	100	8
ワイン	53	7,300	3,900	100	300	9
果樹・永年作物	81	18,600	7,100	500	1,100	34
酪農	100	33,100	26,200	1,100	4,600	84
肉牛	100	41,900	21,600	11,200	8,200	179
畜産複合	100	48,300	35,000	5,900	6,300	112
羊・ヤギ	100	38,500	17,000	7,600	11,600	162
養豚	95	21,200	17,800	1,200	1,000	51
養鶏	81	18,600	14,900	1,200	1,200	56
養豚養鶏・耕種複合	99	32,500	25,000	4,400	2,400	71
畜産・耕種複合	99	42,500	34,000	4,100	2,600	126
全体	89	34,100	25,600	3,200	3,400	84

1) 環境支払いや条件不利地域支払い

2) 農業所得は税引き前経営収支(RCAI)

資料: Dedieu M.S., de Corlieu T., Marcus V., Mayo-Simbsler S., Résultats économiques des exploitations en 2013 et résultats prévisionnels pour 2014. Agreste Primeur n. 321, 2014.

2013年、最も補助金依存が高い経営組織は「穀物・油糧種子」「肉牛」「羊・ヤギ」「耕種・畜産複合」である。これら経営ではすべての経営で補助金を受給している。とりわけ、補助金依存の高いのは「穀物・油糧種子」「肉牛」「ヤギ・羊」である。農業所得に占める補助金の割合はそれぞれ、169%、179%、162%である。繁殖メス牛や羊・ヤギについてカップリング助成が講じられることから、「肉牛」「ヤギ・羊」の経営組織でカップリング助成の受給額が多く、条件不利地域や山間地域に支配的な経営組織であるため、第2の柱の支払いも他の経営組織より受給額が多い。

他方、2014年のデータによる表 I-3-9を見ると、「園芸」「蔬菜」「ブドウ・ワイン」の各経営組織では、直接支払いを受ける経営の割合は48%、59%、63%である。これら経営の直接支払いは主たる作物ではない生産に関連した直接支払いであり、経営の生産額（直接支払含む）に占める補助金の割合は全経営では19%のところ、4~7%程度である。

さて、補助金への依存度を良く表しているのが、補助金を含まない経営所得が60%の経営で赤字になることである（表 I-3-9）。特に、「穀物・油糧種子」では補助金受給額38,800ユーロに対して、補助金を含む所得は18,700ユーロ、「肉牛」では補助金受給額42,700ユーロに対して、補助金を含む経営所得は23,300ユーロである。表 I-3-9の通り、補助金を含まない農業所得が赤字となる経営は「穀物・油糧種子」「普通畑作」「肉牛」「畜産複合」「羊・ヤギ」「養豚」「耕種畜産複合」の各経営組織である。

表 I-3-9 経営組織別の農業経営所得と補助金(2014年)

	補助金受給経営の割合	経営当たり受給額	生産額(補助金を含む)に占める補助金割合	補助金を含まない経営所得が赤字の経営の割合	経営所得(補助金を含まない)	補助金を含む経営所得が赤字の経営の割合	経営所得(補助金を含む)
		ユーロ			ユーロ		ユーロ
穀物・油糧種子	100%	38,800	22%	75%	-20,100	28%	18,700
普通畑作	98%	47,300	16%	51%	-300	18%	47,000
蔬菜	59%	17,100	7%	55%	26,500	16%	43,600
園芸	48%	17,800	4%	64%	23,300	13%	41,100
ブドウ・ワイン	63%	10,100	5%	47%	56,900	12%	67,000
果樹・永年作物	87%	19,600	10%	49%	14,100	21%	33,700
酪農	100%	32,900	15%	39%	8,600	6%	41,500
肉牛	100%	42,700	37%	86%	-19,400	11%	23,300
畜産複合	100%	49,300	21%	61%	-8,100	10%	41,200
羊・ヤギ	100%	40,600	36%	77%	-14,300	9%	26,300
養豚	97%	19,700	5%	57%	-2,300	29%	17,400
養鶏	82%	21,700	8%	51%	13,300	13%	35,000
養豚養鶏・耕種複合	99%	34,600	11%	41%	10,500	10%	45,100
耕種・畜産複合	100%	43,000	21%	67%	-13,600	20%	29,400
全体	91%	34,500	19%	60%	600	16%	35,100

資料: Dedieu M.S., Delort A., Louveau O., Marcus V., Welter-Nicol C., Résultats économiques des exploitations en 2014. Agreste Primeur n. 332, 2015.

原資料: RICA

3-5 経営の多角化による追加的所得

2010年の農業センサスによれば、49.0万経営のうち多角化事業を行なう経営は56,700経営、11.6%である(表I-3-10)。ここで多角化事業は生産物加工(ワインを除く)、作業受託、グリーンツーリズム、木材加工、手工業、その他多角化事業として養殖や再生可能エネルギーの生産である。生産物加工が農業経営全体の4.3%、作業受託は3.5%、グリーンツーリズムは2.8%である。多角化は一般に専門的な経営が支配的な大中経営で取組まれている。生産物加工は大中経営で、作業受託は大経営で、グリーンツーリズムは中小経営でより取組まれている。

表I-3-11は直近3回の農業センサスによる多角化に取組む経営数である。表I-3-10と異なり、加工販売にはワインを含み(注)、グリーンツーリズムはレストランと宿泊に限定される。その他観光関連事業には手工業のほか、農場におけるレジャーの提供が含まれる。また、農産物の各種販売について、センサス間の定義が異なるため、比較には慎重を要するようだが、全体の17.5%の経営で消費者への直販をはじめ、中間事業者が1事業者に限られた販売を行なっていることがわかる(注)。

(注) 同じく2010年農業センサスによれば、醸造用ブドウを生産する経営87,400経営のうち、専門経営は68,500経営であり、この中で一部、もしくは全部の収穫物を自家醸造する経営が45%である。収穫量全体では55%が自家醸造、39%が醸造協同組合、残りが収穫後のブドウを醸造事業者に販売する。

(注) 「直販」の訳を当てた「Circuits courts」は生産者による消費者への直接販売もしくは消費者と生産者の間の仲介事業者が1事業者に限られた間接販売と定義されている(Agreste Primeur, Commercialisation des produits agricoles. Numéro 275 - janvier 2012.)。直訳的すると「短い流通」である。

表 I-3-10 多角化に取り組む経営（2010年）

	経営数		経営規模		
		%	小経営 %	中経営 %	大経営 %
生産物加工(ワイン除く)	21,200	4.3	29	37	34
オリーブオイル	2,900	0.6	66	19	15
乳製品	6,300	1.3	18	50	32
その他農産加工	12,900	2.6	25	36	39
作業受託	17,300	3.5	11	29	60
農作業受託	14,600	3.0	7	27	66
その他作業受託	3,400	0.7	19	37	44
林業	1,000	0.2	47	34	19
グリーンツーリズム	13,800	2.8	34	38	28
宿泊	9,500	1.9	34	34	32
レストラン	2,400	0.5	37	41	22
レジャー	4,500	0.9	36	45	19
木材加工	1,400	0.3	43	40	17
手工業	750	0.2	49	34	17
その他(養殖、エネルギー生産など)	8,500	1.7	24	34	42
多角化に取り組む経営	56,700	11.6	25	34	41
全農業経営	490,000	100.0	36	31	33

資料: Lerbourg J., Diversification des activités. Agreste Primeur, Numero 302, 2013. (原資料: Recensement agricole 2010.)

表 I-3-11 農業経営の多角化

	(経営体数)					
	1988	%	2000	%	2010	%
農産物加工・販売	-		61,384	9.2	53,608	10.9
農産物直販(直売含む)	-		-	-	85,839	17.5
農産物直売	275,469	27.1	101,988	15.4	75,894	15.5
グリーンツーリズム	16,473	1.6	13,890	2.1	10,427	2.1
うちレストラン	3,077	0.3	2,973	0.4	2,392	0.5
うち民宿	15,080	1.5	12,795	1.9	9,512	1.9
その他観光関連事業	-		5,961	0.9	5,165	1.1
再生可能エネルギー生産販売	-		190	0.0	1,880	0.4
全経営体数(海外県除く)	1,016,755	100	663,807	100	489,977	100

注: 販売加工にワインを含む。単なる販売(vente)と中間業者を介さない直販(vente en circuits courts)、庭先、市場等における直売(vente directe)が区別されている。

資料: Dobremezet L., Borg D., L'agriculture en montagne - Évolutions 1988-2010 d'après les recensements agricoles. AGRESTE Les Dossiers N° 26, 2015 (原資料: Recensement agricole).

グリーンツーリズムについて、農業経営数の減少に伴い、レストランや民宿に取組む経営の数は減少しているが、全経営に占める割合はおおむね維持していると見ていいだろう。また、教育農場やイベントを備えたレジャーの提供など新しい形態が表れ、農業経営の多角化の中でグリーンツーリズムの比重は増していると評価されている（注）。

（注）Lerbourg J., Diversification des activités. Agreste Primeur, Numero 302, 2013.

農業者が取組むグリーンツーリズム、ここでは宿泊を伴う形態について、その平均的な労働投入量、売り上げ等を示したのが、表 I-3-12 である。「Gîte」は食事の提供がなく、家具などが備わった部屋を貸し出すもので「貸し別荘」としておいた。週末や週単位で貸し出されるのが普通で、中には、離れの家屋を数部屋、整備した施設から、ハイキング客用に大部屋に 15～50 床を備えたグループ向け貸し別荘がある。「chambre d'hôtes」を「農家民宿」とした。朝食付きの宿泊施設で、中には希望に応じて夕食を提供する施設がある。農業者は 5 部屋、収容人数 15 名を限度に農業活動に付随する事業として農家民宿を行なえる。キャンプ場は簡易な炊事施設などの整備にとどまり、投資額が小さいグリーンツーリズムである。同じく、農業者がキャンプ場を農場に設置する場合、一定の収容数を限度に農業活動の付随する事業として認められる。

表 I-3-12 農業者によるグリーンツーリズムの平均的な姿

	貸し別荘 Gîte rural	キャンプ場 Camping	農家民宿 Chambre d'hôtes
収容能力	6名	13台	4部屋
投資額	58,400ユーロ	1,500ユーロ/台	42,000ユーロ
価格	繁忙期 440ユーロ/週 閑散期 290ユーロ/週 週末 180ユーロ	8.5ユーロ/台	54ユーロ/泊 (2名、朝食付き) 夕食 17ユーロ/人
売上げ高	7,850～15,000ユーロ	6,000ユーロ	13,000ユーロ
所得	500～1,000ユーロ	3,000ユーロ	4,000～10,000ユーロ (夕食付き)
週労働時間	夏季 7.7時間 冬季 2.5時間 (土曜日が繁忙)	夏季 20時間 冬季 0時間 (常時、対応できる必要)	夏季 10.3時間 冬季 1.9時間 (夕食提供の労働投入大)
目的	遊休資産の活用、交流	追加所得、交流	追加所得、遊休資産の活用、交流

※ビエンヌ県農業会議所が フランス貸し別荘ネットワークが行なった2009年全国調査に基づき作成したもの。

Chevallier L., Hébergement à la ferme. Chambre d'agriculture de la Vienne, 2014.

3-6 農外所得の動向

3-6-1 農業者の世帯所得

Delame(2015)は農業経営の世帯所得の分析を通して、価格や所得の変動が大きくなる中、農業者が補完的な所得を得ようとしていると結論付ける（注）。すなわち、配偶者が行う農業に付随する活動（注）や農外活動が生み出す所得が、農業所得の大きな変化が生活に与える影響を緩和するとともに、よりリスクの高い営農を展開する上で資金調達を得やすく

している。ここで、農業経営の世帯所得の分析に用いられるのは、農業会計情報(FADN/RICA)と納税申告のデータである。

(注)本節は Nathalie Delame, Les revenus non agricoles réduisent les écarts de revenus entre foyers d'agriculteurs. Emploi et revenus des indépendants, Insee Références, édition 2015.による。

(注) 農業から得られる利益 (Bénéfice agricole) として算入でき、農業者社会共済への加入に必要な農業所得となる。

規模別の労働投入量を見よう。小経営において営農への労働投入量は0.5労働単位（1労働単位は年間1,600時間の労働）、中経営で1.4単位、大経営で2.1単位である。表I-3-13は規模別の就業形態を示す。小経営では経営者が農業に専念するのは26%だが、大中経営では84%に達する。小経営の経営者の37%が農外就業を行なうが、大中経営になると、農外就業を行なう経営者の割合は13%に過ぎない。小経営では農業経営者のうち、農業引退もしくは無職が37%、配偶者は51%であり、多くが退職者による経営である。Delameが指摘するように、大中経営にあっても配偶者の15%が兼業を持ち、41%が農外専業である。農業世帯の所得源の多様化、農業所得への依存を弱めることによる世帯所得の安定化を読み取れよう。なお、Delormeの分析は大中経営に限定され、312.2千経営、380.8千世帯が対象となる。

表 I-3-13 農業経営者・共同経営者、配偶者の就業形態

	(%)		
	小経営	大中経営	全経営
経営者・共同経営者(配偶者含む)	100	100	100
農業専業	26	84	67
兼業	37	13	20
農業引退もしくは無職	37	3	13
配偶者(共同経営者除く)	100	100	100
農業専業	7	22	17
兼業	15	15	15
農外専業	27	41	36
農業引退もしくは無職	51	22	32

資料: Nathalie Delame, Les revenus non agricoles réduisent les écarts de revenus entre foyers d'agriculteurs. Emploi et revenus des indépendants, Insee Références, édition 2015.

原資料: Agreste, Recensement agricole 2010.

表I-3-14は農業者の世帯所得を示す。農業所得は経営者と共同経営者に対する報酬の合計である。2010年、農業世帯の平均農業所得は23,900ユーロであった。経営組織別には肉牛経営の12,400ユーロから普通畑作経営の39,300ユーロと開きが認められる。なお、農業世帯の10%超でマイナス所得、上位10%の所得は52,900ユーロを超える。下位25%は8,000ユーロ以下であり、上位25%は33,000ユーロ以上である。農業法人にける経営者の世帯所得は28,700ユーロ、他方、個人経営では18,100ユーロである。

農業者世帯の98%に補完的な所得として非農業所得が存在する。2010年、その平均は14,600ユーロで、下位25%は1,300ユーロ以下、上位25%は21,000ユーロを超える。

農業所得と非農業所得をあわせた農業者の世帯所得の平均は38,200ユーロである（表 I-3-14）。世帯所得の格差は農業所得の格差よりも小さい。下位25%の世帯所得は16,700ユーロ以下となるのに対して、上位25%の世帯所得は50,000ユーロ以上となる。3世帯に1世帯において、農業所得が最低賃金水準（2010年、12,700ユーロ）以下であるが、世帯所得でみると18%になる。

表 I-3-14 農業者世帯所得

	平均所得	世帯数割合	世帯所得に占める割合 (%)		
	ユーロ	(%)	1997	2003	2010
農業所得	23,900	100	75	62	63
非農業所得	14,600	98	25	38	37
世帯所得	38,200	100	100	100	100

資料: Nathalie Delame, Les revenus non agricoles réduisent les écarts de revenus entre foyers d'agriculteurs. Emploi et revenus des indépendants, Insee Références, édition 2015.

表 I-3-15 農業者世帯の非農業所得の内訳

	当該世帯の平均額	非農業所得に占める割合	当該世帯の割合
	ユーロ	%	%
非農業所得	14,600	100	98
非農業活動所得	16,100	60	53
給与・失業手当	15,700	52	48
非農業事業所得	10,000	7	10
財産所得	4,700	31	96
動産所得	1,900	13	94
不動産所得	4,900	18	54
譲渡益所得	2,100	0	3
年金所得	9,800	9	13

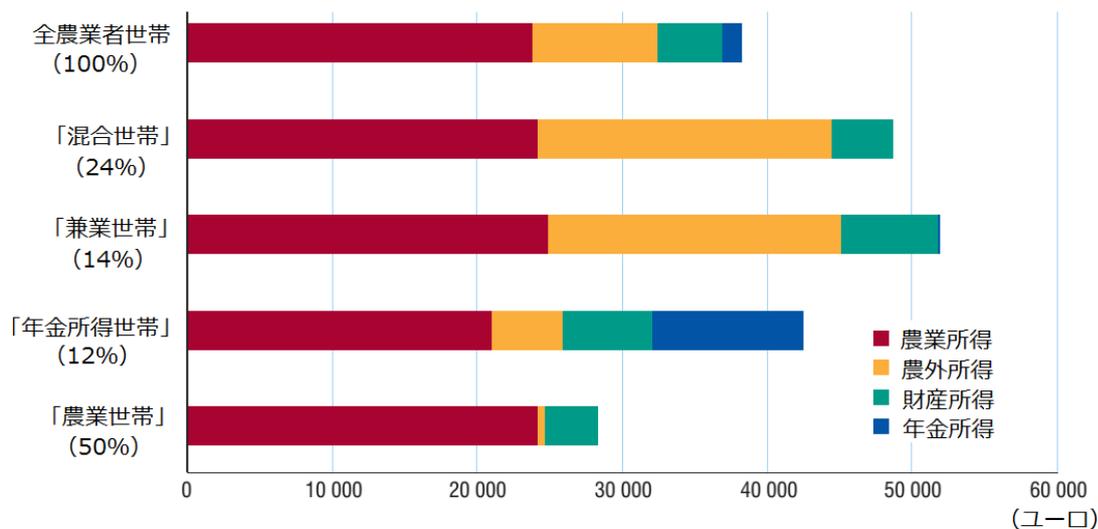
資料: Nathalie Delame, Les revenus non agricoles réduisent les écarts de revenus entre foyers d'agriculteurs. Emploi et revenus des indépendants, Insee Références, édition 2015.

農業者世帯のうち53%に非農業活動所得がある（表 I-3-15）。うち、60%が給与や事業所得、31%が財産所得、年金が9%である。半数の世帯に給与所得もしくは事業所得があり、その多くは配偶者による農外就業である。給与所得の平均は15,700ユーロ、事業所得

の平均が10,000ユーロである。ただし、事業所得のある世帯は10%に過ぎない。グリーンツーリズムなど農業活動に付随する農業所得として税制上認められるのは、農業活動から得られる売り上げに対して30%未満であること、もしくは売上高50,000ユーロ未満である。

農業者世帯における非農業所得は世帯当たり15,000ユーロ、世帯所得の37%である。2003～10年の間、非農業所得の構成比に大きな変化はない。

図 I-3-6 農業者世帯の所得の構成



第6図 農業者世帯の所得の構成

資料 : Nathalie Delame, Les revenus non agricoles réduisent les écarts de revenus entre foyers d'agriculteurs. Emploi et revenus des indépendants, Insee Références, édition 2015.

3-6-2 農業者世帯の所得による分類

Delarmeは農業者世帯を以下の4つに分類した（図 I-3-6）。

第1は「農業世帯」である。非農業活動所得が6,300ユーロ未満（すなわち、2010年スライド制最低賃金（SMIC）のおよそ半分）、年金所得が4,000ユーロ未満の農業者世帯である。「農業世帯」の農業所得は、農業所得の平均を若干上回る24,000ユーロである。財産所得は平均以下である。世帯所得は農業者世帯の平均世帯所得38,200ユーロを大きく下回る28,300ユーロである。「農業世帯」の3世帯に2世帯で就業者1人から所得を得ており、1人就業世帯の農業所得は19,900ユーロ、世帯所得は22,400ユーロである。3世帯に1世帯で配偶者がとともに農業経営に従事しており、農業所得は30,900ユーロ、世帯所得は36,600ユーロであるが、経営形態により所得が大きく異なる。配偶者が法人経営（GAEC、もしくはEARL）（注）に参加して就業する世帯の農業所得が35,400ユーロであるのに対し、個人経営では23,500ユーロである。加えて、個人経営の農業者世帯の不動産所得が1,600ユーロ、GAECの農業者世帯ではその約2倍、EARLの農業者世帯で3倍近い不動産所得を得ている。

（注）農業共同経営集団（GAEC）、有限責任農業経営（EARL）とも、農事法典が定める農業法人である。GAECは1962年農業基本法補完法により制定された2～10人の構成員の出資（資本、もしくは役務や知識）から成る法人で、構成員は農業経営者に限定される。共同の利益を追求する組合型の法人で、構成員の経営をすべて統合した「完全」GAECと、構成員の営農活動の一部を統合した

「部分」GAECがある。「完全」GAECではすべての構成員が専門的にフルタイムで就業し、平等に農作業や経営に参加しなければならない。このため、GAECは経営規模や経営、労働組織の点で家族的な側面が特に強い。EARLは1985年に制定された10人以下の構成員による法人で、経営に参加しない構成員の持ち分が過半を越えてはならない。今日、法人形態の中では最も支配的で、その過半が従事者1人の経営であるのが特徴である。

第2は、「年金所得世帯」である。構成員に年金受給者がいる農業世帯である。大中経営における「年金所得世帯」は12%、農業所得は21,000ユーロで、世帯所得の半分を占めるが、その他の世帯よりも少ない。他方、世帯所得の25%を占める年金所得がある。財産所得のほとんどが不動産所得で、2/3の世帯で7,000ユーロ以上の所得がある。不動産所得は経営からの小作料である。世帯所得は42,500ユーロで大中経営の平均を若干下回る。1/4の世帯にGAECの構成員（経営従事が必要だが、たいていはパートタイム）がいる。

第3は「兼業世帯」である。非農業活動から1/2 SMIC以上の給与所得もしくは事業所得を申告する構成員がいる農業者世帯である。「兼業世帯」における兼業は主として、経営者の配偶者、もしくは共同経営者による兼業である。2010年センサスではこれらの世帯員は非農業を主たる職業、農業を副業として回答した。副業の位置づけは農業従事機会が恒常的ではなく、労働需要のピーク時の補助であったり、行政書類の作成や経理を行なうのみで週労働時間が短めであったり、報酬額が低いことに起因すると言う。兼業世帯の農業所得は24,900ユーロで「農業世帯」と大きな違いはない。ただし、農業所得がマイナス所得となる世帯の割合が大きい（他の世帯で11%のところ、兼業世帯では17%）。世帯所得は51,800ユーロで農業所得はその48%である。

第4は「混合世帯」である。農業所得のみを申告する世帯員があり、その他の世帯員は非農業所得のみを申告する農業者世帯である。「混合世帯」は農業所得と非農業所得が構成員で分かれる世帯である。農業所得は「兼業世帯」と変わらない。世帯所得に占める農業所得の割合は約半分、非農業活動による所得が42%である。

表I-3-16は経営組織別の農業者世帯所得を示す。専業が支配的なのが酪農、畜産複合の経営組織である。法人構成員もしくは経営者の9割がフルタイムで就業する。配偶者が共同経営者として経営に参加していない場合、3人に1人の配偶者が農外でフルタイム就業している。家畜飼養を伴う経営組織は、平均1.9労働単位、およそフルタイム就業2名の労働投入がある。年間を通して、安定した労働力を必要とするため、すべての構成員が農業活動に従事する必要がある法人形態、GAECを設立するケースが多い。「農業世帯」に分類される世帯の割合が60%と高く、世帯所得に占める農業所得の割合が70%と最も高い

他方、兼業世帯がもっとも多い経営組織は穀物・油糧種子経営、普通畑作経営、およびブドウ・ワイン経営であり、年金所得経営は穀物経営、ブドウ、果樹の経営で最も多い。普通畑作、永年作物の経営は非農業活動との両立がもっとも容易と言われる。収穫などの最繁忙期に季節雇用を利用すれば、パートタイムの農外就業が可能である（注）。経営者もしくは法人構成員がフルタイムで農業就業するのは50%以下であり、配偶者では20%に満たない。このため、これらの経営で「農業世帯」は36~46%と最も低い。世帯所得に占める農業所得の割合は普通畑作、ブドウでは50%に満たないが、世帯所得は平均をかなり上回る。

（注） 税務資料等で農外活動は把握できないが、Delarmeは恒常的な通学バスの運転や季節的なスキーインストラクターなどを例示する。

表 I-3-16 経営組織別の農業者世帯所得

	世帯構成	農業所得	世帯所得	農業所得の割合	「農業世帯」の割合
	%	ユーロ	ユーロ	%	%
穀物・油糧種子	15	25,900	46,300	56	36
普通畑作	7	39,300	59,500	66	46
蔬菜	1	26,300	37,600	70	56
花き・園芸	2	16,300	31,200	52	42
ワイン	13	34,400	53,600	64	40
果樹・永年作物	2	20,500	37,200	55	44
酪農	17	21,300	30,200	71	61
肉牛	10	12,400	25,000	50	53
畜産複合	4	17,500	26,500	66	65
羊・ヤギ	6	14,000	23,700	59	62
養豚	2	27,300	40,900	67	44
養鶏	4	27,500	39,800	69	58
養豚養鶏・耕種複合	3	23,800	33,700	71	62
畜産・耕種複合	14	22,300	35,800	62	48
全体	100	23,900	38,200	63	50

資料: Nathalie Delame, Les revenus non agricoles réduisent les écarts de revenus entre foyers d'agriculteurs. Emploi et revenus des indépendants, Insee Références, édition 2015.

表 I-3-17 ノルマンディ地方酪農モデル経営の収支

労働力:家族労働 2人 パートタイム雇用 1人
 経営面積 :85ha (小麦15.7ha トウモロコシ27ha 一時草地26.5ha 永年草地15.5ha)
 搾乳牛 76頭

(ユーロ)

生産額	299,426	費用	209,580
牛乳	197,099	物財費	119,174
生乳販売 600400リットル	197,099	耕種作物	9,336
肉牛	36,486	種苗費	1,040
雄子牛 35頭	3,850	農薬費	2,240
雌子牛 3頭	270	肥料費	3,760
乳廃牛 27頭	28,166	作業委託費	2,296
初妊牛 3頭	4,200	飼料作物	31,955
耕種作物	29,920	種苗費	5,219
小麦販売 114t	25,080	農薬費	2,922
小麦譲渡 22t	4,840	肥料費	10,304
助成金	35,920	その他費用	2,946
単一支払	35,920	作業委託費	10,565
		家畜飼養	77,882
		飼料費	54,196
		獣医医薬品費	7,068
		飼育費	16,446
		敷料費	0
		家畜税	173
		固定費	90,406
		給与	23,000
		経営者社会保険料	12,708
		機械維持費	17,405
		支払地代	17,278
		その他費用	17,124
		建物維持費	2,890
		経営粗所得	89,846
キャッシュフロー		経常収支	
借入金返済	66,028	減価償却費	39,195
自己投資・家計 費充当	23,818	金融費	13,499
		経常収支	37,152

資料:Chambre régional de l'agriculture en Normandie, 2013.

3-7 農業経営の収支とCAP2015-20の影響

3-7-1 ノルマンディ地方の酪農経営

ノルマンディ地方における酪農のモデル経営の収支とCAP改革の影響について、具体的なモデル経営から眺めよう。農業会議所や畜産技術院（Institut de d'élevage）が実施する経営モニタリングのデータを用い、これら機関が試算、公表したものである。

CAP改革のもとでの直接支払いの新しい仕組みの詳述は避け、試算に関わる給付の変更だけ見ておく（注）。改革前の単一支払いは基礎支払い、グリーンング支払い、再分配支払いに分割、再分配支払いの給付限度面積は52haである。合わせて、2015年から2019年の間に基礎支払い単価の格差是正と再分配支払いの引き上げを通じて、直接支払い全体のha当たりの平均給付単価の格差が是正される。フランス国内で実施されるカップリング支払いは搾乳牛（40頭を限度に37ユーロ/頭）、繁殖牛（40頭を限度に190ユーロ/頭、40頭を越える頭数について10頭を限度に79ユーロ/頭）、肥育牛（20頭を限度に11ユーロ/年）、マメ科飼料作物（120ユーロ/ha）、タンパク源作物（152ユーロ/ha）である。

表I-3-17はノルマンディ地方の酪農のモデル経営の一つである。夫婦の労働力にパートタイム雇用1名、経営面積85ha、生産割当数量60万リットルの経営である（生産割当制度は2015年3月末で廃止された）。プリムホルスタイン種搾乳牛76頭（搾乳量7.9キロリットル/頭）、草地面積42ha（うち永年草地15.5ha）である。

生産額は生乳販売、乳牛・子牛販売、耕種作物の販売により29.9万ユーロ、うち単一支払いは3.6万ユーロである。生産額に占める直接支払いの割合は12.0%である。経営費は物財費11.9万ユーロ、固定費9.0万ユーロ、計21.0万ユーロである。生産額から経営費を差し引いた経営粗所得は9.0万ユーロとなる。経営粗所得から減価償却費、金融費を差し引き得られる経常収支は3.7万ユーロである。経常収支に対する直接支払受給額の比率は96.9%である。また、経営粗所得から年賦償還金を差し引いたキャッシュフローは2.4万ユーロである。同じく、キャッシュフローに対する直接支払受給額の比率は151%となる。

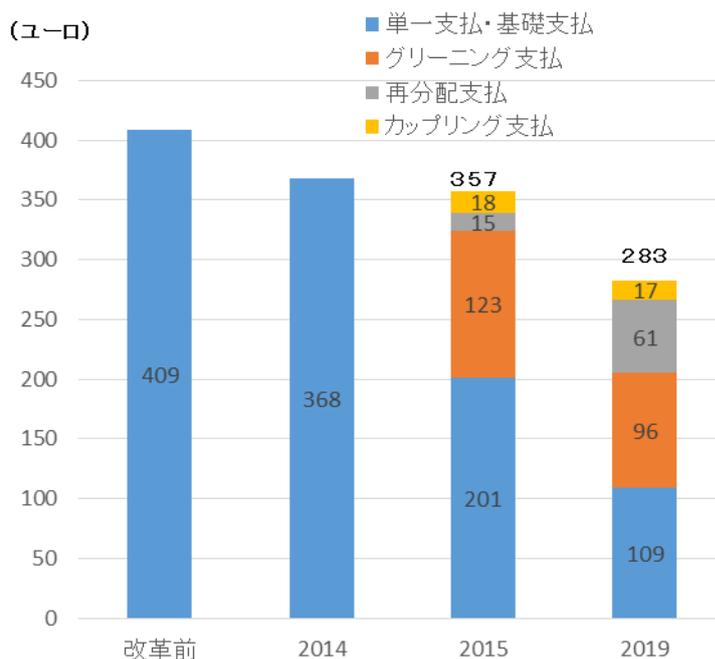
さて、2013年のhaあたりの単一支払受給額は409ユーロ/haであるが、2015年には357ユーロ/ha、2019年には283ユーロ/haに減少する。このうち、カップリング支払いは搾乳牛について76頭中40頭、マメ科作物について42haの草地のうち5.3haが対象となる。2019年の受給額は2013年のそれに対して、31%の減少となる。経常収支のうち、受け取る直接支払いの額だけ変えるならば、経常収支は2.6万ユーロに、キャッシュフローは1.3万ユーロに減少する。

ノルマンディ地方はフランスでは比較的集約的な酪農地帯であり、これまでhaあたりの直接支払額は高かった。しかし、CAP改革に伴う直接支払制度の変更、とりわけ、基礎支払単価の格差是正や再分配支払いの仕組みにより、かかる集約的な経営で受給額の減少が大きくなる。ここであげたモデル経営でも、搾乳牛頭数の増頭やカップリング支払いの対象となるタンパク源作物の導入など、経営のシステム変更が必要とみられている（注）。

（注）詳しくは星勉・石井圭一・安藤光義「わが国の水田農業を考える（上巻）－EUの直接支払い制度と日本への示唆」JC総研ブックレット No.7、筑波書房、2014年を参照されたい。

（注）Les réseaux d'élevage, Impact de la réforme de la PAC sur les systèmes laitiers normands. 2014.

図 I-3-7 ノルマンディ地方酪農経営モデルの直接支払いの受給額の変化



第7図 ノルマンディ地方酪農経営モデルの直接支払いの受給額の変化

資料: Les réseaux d'élevage, Impact de la réforme de la PAC sur les

3-7-2 サントル地方の畑作経営

大畑作地帯の一角、サントル地方における120ha、年間労働単位1、単一支払単価252ユーロ/haのモデル経営の例である。

販売金額+補助金-経営費（減価償却費、金融費用含む）で算出される経常収支（自家労働報酬、自作地代、自己資本利子に相当）は22,180ユーロであり、補助金30,240ユーロはその136%となる。補助金額とキャッシュフローがほぼ等しく、CAP補助金頼みの経営である（表 I-3-18）。

表 I-3-19はCAP改革による2015年以降の補助金受給額を示す。CAP補助金は減額され、単一支払単価252ユーロ/haのところ、2019年には基礎支払95ユーロ/ha、グリーンング支払83ユーロ/ha、52haを給付限度とする再分配支払99ユーロ/haとなり、総受給額は26,516ユーロである。2014年給付額に対して、3724ユーロ、12.3%減となる。2014年の全国の単一支払単価の平均は238ユーロ/haであり、モデル経営の単価252ユーロ/haは若干、それを上回る程度である。このため、基礎支払に関する給付単価格差の是正、すなわち、平均単価との差額の7割を解消する調整の影響をさほど受けるわけではない。それでも、キャッシュフローは11.7%減の27,872ユーロ、経常収支は16.8%減の18,456ユーロとなる。CAP補助金頼みの経営ゆえ、補助金の減額の影響が大きい。

表 I-3-20にはモデル経営における作物別の農場価格と生産費を示した。農場価格は過去5年の農場価格の平均で、農業会議所資料による。物財費はモデル経営資料に作物別に示される。固定費、労働時間、年賦償還は作付面積に応じて各作物に振り分けた。自家労働報酬は2014年スライド制最低賃金9.53ユーロ/時間で算出してある。

表 I-3-18 サントル地方普通畑作モデル経営の収支

労働力:家族労働 1人

経営面積 :120ha

単一支払 :252ユーロ/ha

(小麦40ha 冬大麦21ha 春大麦8ha 菜種24ha ヒマワリ17ha 休耕10ha)

(ユーロ)

生産額	136,572	費用	88,254
生産物	106,332	物財費	35,740
販売額	106,332	肥料費	16,438
助成金	30,240	種苗費	5,805
単一支払	30,240	農薬費	13,497
		固定費	52,514
		燃料費	7,200
		維持修繕費	8,400
		作業委託費	1,080
		経営者社会保険料	10,849
		支払い賃金	0
		支払地代	12,285
		保険	4,200
		その他	8,500
		経営粗所得	48,317
		キャッシュフロー	
		借入金返済	16,721
		自己投資・家計費充当	31,596
		経常収支	
		減価償却費	23,249
		金融費	2,888
		経常収支	22,180

資料:Chambre régional de l'agriculture Centre-Val de Loire, 2015.

表 I-3-19 モデル経営の 2015 年以降の直接支払いの給付単価・給付額(見込み)

	2015	2016	2017	2018	2019
給付単価(ユーロ/ha)					
基礎	143	127	111	96	95
グリーンング	88	87	85	84	83
再分配	25	50	75	100	99
給付額(ユーロ)					
基礎	17,160	15,265	13,334	11,491	11,352
グリーンング	10,506	10,408	10,257	10,139	10,016
再分配	1,300	2,600	3,900	5,200	5,148
計	28,966	28,273	27,492	26,830	26,516

資料:APCA, PAC - Vol 1 Revue Chambres d'agriculture n.1035.2014を参照し作成.

表 I-3-20 モデル経営における各作物の農場価格と生産費

(100kg当たりユーロ)					
	小麦	冬大麦	春大麦	菜種	ヒマワリ
農場価格(A)	18.0	17.3	18.8	40.3	39.9
生産費(B)	17.3	16.9	23.6	37.3	49.1
物財費	6.1	5.7	6.8	13.3	13.7
固定費	7.3	7.3	11.0	15.6	23.1
家族労働報酬	1.4	1.4	2.1	2.9	4.3
年賦償還	2.5	2.5	3.8	5.4	8.0
A-B	0.7	0.4	-4.8	3.0	-9.2
収量(100kg/ha)	60	60	40	28	19
作付面積(ha)	40	21	8	24	17
収穫量(100kg)	2,400	1,260	320	672	323
生産額(ユーロ)(C)	43,200	21,798	6,016	27,082	12,888
生産費(ユーロ)(D)	41,453	21,280	7,539	25,040	15,866
C-D	1,747	518	-1,523	2,042	-2,979

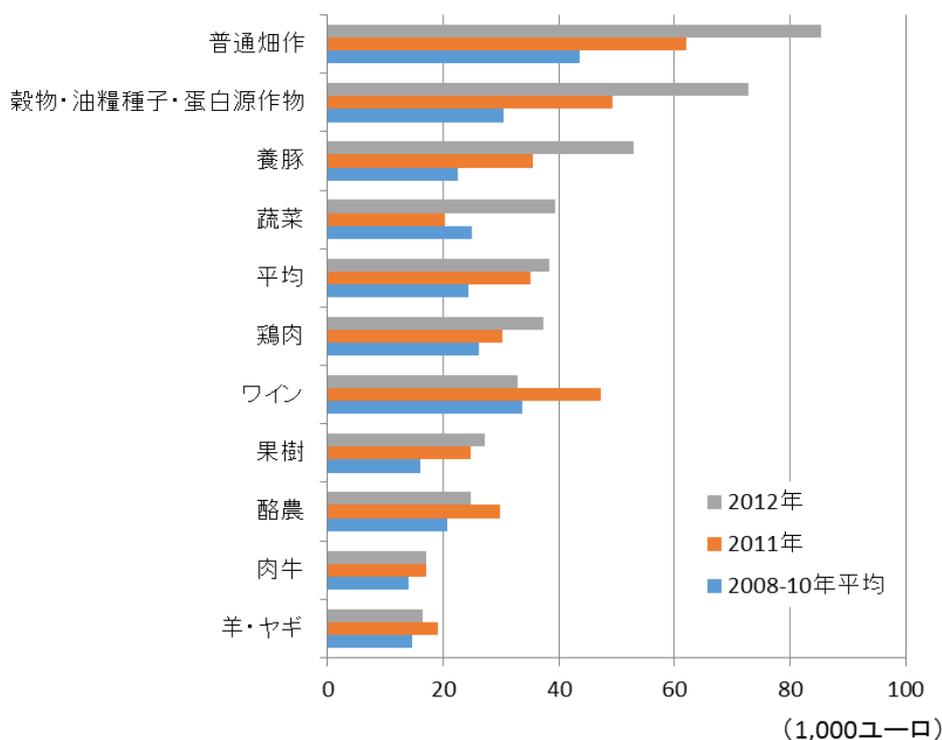
※ 物財費は作物別、固定費、労働時間、年賦償還は作付面積に応じて各作物に分配、家族労働報酬は2014年スライド制最低賃金9.53ユーロ/時間で算出。農場価格は過去5年の農場価格の平均(農業会議所資料による)。

資料: モデル経営資料(Chambre régional de l'agriculture Centre-Val de Loire, 2015.)より作成

CAP 補助金がなければ、春大麦やヒマワリは赤字、主要作物である小麦も 40ha の作付けで、1,747 ユーロの黒字にとどまる。

年間労働 1 単位、経営面積 120ha の経営規模はサントル地方では平均的な規模であるが、小麦収量 6 トン/ha は低収量地域に属する。モデル経営を作成したサントル・ヴァルドロワール州農農業会議所は、経営の多角化を進めない限り、継承を希望する若手農業者は現れず、経営者の引退後は周辺の経営の規模拡大に資することになると評している。120ha 規模の畑作経営でも、経営の持続性は危うい。

図 I-3-8 経営組織別就業者 1 人あたり農業所得（小経営を除く）



第8図 経営組織別就業者1人あたり農業所得（小経営を除く）

資料: Agreste. Graph Agri 2013.より作成

※農業所得は課税前収支（Résultat courant avant impôt）で、販売額＋経営補助金＋付加価値税還付等－投入財費用－減価償却費－賃借料－保険料－雇用賃金－租税公課－支払利子からなる。就業者には雇用を含まない。

3-8 おわりに

1970年以降の農業所得の推移をみると、1980年代後半まで停滞するものの、その後2000年にかけて大きく伸びた。世帯所得で見ると、勤労者世帯所得との格差は平均を見る限り1990年後半にほぼ解消した。実質の生産物価格は下落するが、規模の拡大がそれをほぼ相殺した上に、1992年CAP改革以降、直接支払いが農業所得のいわば「岩盤」の形成に寄与した。

他方、2000年代半ば以降、国際農産物市場における価格の乱高下の影響を強く受けるようになった。気象変動による不作の頻度の高まりとともに、農業経営のリスク管理が求められている。所得変動が大きくなる中で、農業世帯における副業所得の拡大や農業者世帯員における農外所得の拡大は経営リスクが増している農業部門において、ひとつのセイフティネットの役割を果たすというのがDelormeの指摘であった。

引き続き政策推進上の大きな課題となるのが、経営組織間の農業所得の格差の問題であろう。あらためて、最近年の経営組織別の就業者1人あたりの農業所得を示す(図 I-3-8)。2008-10年の時点で普通畑作をはじめとした耕種部門の所得が高いことがわかる。加えてそれ以降、世界的な穀物価格の上昇を反映して、より一層所得が上向いた。他方、酪農、肉牛、ヤギ・ヒツジにみる草食家畜を主として飼養する経営では、2008-10年に最も所得が低

位の部門となっており、かつ所得の上昇は見られない。むしろ、穀物価格の上昇は飼料コストの上昇につながり所得の低下要因となる。

畜産市場のグローバル化と牛乳の生産割当制度の廃止などにみる農政改革の展開、農業就業者の減少、畜産部門の所得の低迷を背景とする中で、フランス農政は競争力の向上を重視しつつも、立地条件にかかわらず畜産を維持、発展させることを政策目標に掲げた(注)。畜産重視の新しい直接支払いの適用を通じて、山間地域をはじめとした生産条件の劣る地域においても、畜産経営と関連産業が持続的でありうるか、今後の農業所得の動向次第である。

(注) 石井圭一「2013年CAP改革とフランス農業－畜産重視の制度設計－」『農村と都市をむすぶ』第761号、2015年3月、pp.56-62.

*写真：プロヴァンス地方のオリーブ油搾油組合（ヴォクルーズ県）の様子（2013.9.撮影）と民宿を行なう近隣農家

